

令和 8 年 6 月

令和 9 年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 飯 島 明 伸

最重点要望事項

【消費税】

◎消費税率は単一税率とすること。

5 頁参照

【法人税】

◎法人税率の引上げの検討対象から中小法人を除くとともに軽減税率の適用を維持すること。

3 頁参照

【所得税】

◎所得控除を見直して整理すること。

1 頁参照

申告納税制度の下では、納税者は税法を理解し、自ら判断して税額計算を行い、期限までに申告・納税することとなっている。
そのためには、簡素で分かりやすい制度であるべきである。

令和9年度の税制改正に関する要望

本連盟は、令和9年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる14項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の税負担の適正化を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 分かりやすく簡素な税制
3. 理解と納得のできる税制
4. 適正な事務負担
5. 時代に適合する税制
6. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取りいただき、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和8年6月

名古屋税理士政治連盟

会長 飯 島 明 伸

目 次

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

- ◎ 1. 所得控除を見直して整理すること。 1 頁
 - (1) 基礎控除額を引き上げること。 1 頁
 - (2) 年少扶養親族に対する扶養控除を復活させること。 2 頁
- 2. 所得税の確定申告期限を延長すること。 2 頁

【法人税】

- ◎ 3. 法人税率の引上げの検討対象から中小法人を除くとともに軽減税率の適用を維持すること。 3 頁
- 4. 役員給与は原則として全額を損金の額に算入すること。 3 頁

【相続税・贈与税】

- 5. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。 4 頁
- 6. 相続手続に必要な費用についても控除を認めること。 5 頁

【消費税】

- ◎ 7. 消費税率は単一税率とすること。 5 頁
- 8. 各種課税制度を選択できる時期を見直すこと。 6 頁
- 9. 基準期間制度を廃止すること。 7 頁

【地方税】

- 10. 婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により居住用不動産を取得した場合は不動産取得税を非課税とすること。 8 頁
- 11. 住民税における各所得控除の金額は所得税と同一にすること。 8 頁

【複数税目共通】

- 12. 減価償却の計算方法として定率法と定額法の選択制は維持した上で簡素な計算方法に見直すこと。 9 頁
- 13. 少額の減価償却資産における取得価額基準を統一すること。 10 頁

【行政手続】

- 14. e-TaxとeLTAXシステムのより一層の環境整備を図ること。 10 頁

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

◎ 1. 所得控除を見直して整理すること。

（１）基礎控除額を引き上げること。（所法86）

〔理 由〕

基礎控除額は、本来、憲法25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する最低生活費としての性格を有するものと考えられる。その考えによるならば、基礎控除額の水準は、生活保護制度における生活扶助基準額程度は必要となるが、これと比較しても十分な額とはいえない。基礎控除額は、昨年に引き続き令和8年度の税制改正においても増額されることとなったが、その役割を果たしているとはいえない状況にある。

また、物価が上昇する局面において基礎控除額が据え置かれたままである場合、基礎控除が本来有する最低生活費非課税の機能は実質的に低下し、その結果、納税者の税負担は相対的に増大することとなる。したがって、基礎控除額については、物価動向等を踏まえ、数年ごとに定期的な見直しを行うことが望ましい。

さらに、平成30年度の税制改正では各種控除の見直しが行われるとともに、基礎控除を逡減・消失させる改正が行われたが、基礎控除は、最低生活費相当額を控除する制度であることから、納税者本人の所得金額に応じて逡減・消失させるべき控除項目ではない。所得控除方式により、高額所得者ほど税額削減効果が高く有利であるという問題点に対しては、所得控除方式の人的控除を行った後の課税所得に対して適用される

税率構造を調整すべきである。見かけ上の上昇率はマイナスとなるが、それに対する弾力規定を設けるなど、随時検討を加えていくべきである。

（２）年少扶養親族に対する扶養控除を復活させること。（所法２、84）

〔理 由〕

年少扶養親族（16歳未満）に対する扶養控除は廃止され、それに代わり児童手当の拡充が図られている。しかしながら、扶養控除は最低限度の生活費部分には課税しないという趣旨に基づいて認められる基礎的な人的控除であり、児童手当の給付を理由に廃止されることは適切ではない。

国民が安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しし、少子化問題への対応を促進するためにも、早急に16歳未満の扶養親族も扶養控除の控除対象扶養親族に含めるべきである。

２．所得税の確定申告期限を延長すること。（所法120）

〔理 由〕

所得税の確定申告期限は３月15日であるが、毎年税制改正により所得税に関する規定がますます複雑化しており、確定申告書の作成においてより多くの時間が必要になっている。特にまた、令和５年10月１日から導入されている消費税のインボイス制度により納税者の所得税の確定申告に係る負担がさらに増大しているものと考えられる。個人事業者の消費税の確定申告期限が３月31日であることを考慮して、所得税の確定申告期限も少なくとも３月31日まで延長すべきである。

【法人税】

◎ 3. 法人税率の引上げの検討対象から中小法人を除くとともに軽減税率の適用を維持すること。(法法66、措法42の3の2)

〔理 由〕

我が国の法人税率はこれまで段階的に引き下げられ、現在23.2%である。また、中小法人については所得金額の年800万円以下の部分についての法人税率は15%（令和7年4月以後開始事業年度は19%）であり、大法人より軽減された税率が適用されている。

令和8年度税制改正大綱では前年度に引き続き、今後、法人税率を引き上げる可能性について言及されているが、経営基盤が脆弱な中小法人の財務体質を悪化させないように、その対象から中小法人は除くとともに、軽減税率を今後も維持すべきである。

4. 役員給与は原則として全額を損金の額に算入すること。(法法34)

〔理 由〕

役員の報酬及び賞与は職務執行の対価である。職務執行の対価として会社法に従い適法に支払われた役員給与は、合理的な金額である限り損金の額に算入されるべきである。現行の法人税法34条の規定を改め、役員給与は原則として全額を損金の額に算入することを明確にした上で、過大な役員給与等として損金不算入になる要件を別に限定的に定めるべきである。

【相続税・贈与税】

5. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。

〔理 由〕

現行の相続税法では、遺産取得課税を基本としつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得額にかかわらず、遺産の総額と法定相続分によって一律に算出するという我が国独特の制度である法定相続分課税方式を採用しているため、次のような問題がある。

- ①同額の遺産を取得した場合でも遺産の総額や法定相続人の数により相続税額が異なる。
- ②申告後に新たな財産が見つかった場合など、当初申告の内容に変更が生じ、修正申告等をした場合には、その財産の取得者だけでなく、全ての相続人や受遺者の相続税額に影響を及ぼす。
- ③相続税の申告は、通常、相続人全員が連名で行うものであるが、各相続人が別々に申告する場合には、他の相続人から相続により取得した財産だけでなく、生命保険金や死亡退職金の金額の提示のほか、過去の贈与の有無についての情報の開示を受けなければならない。しかし、相続人間の関係性によっては、これらの情報の開示を受けることが困難となる場合もある。
- ④現行の課税方式では、小規模宅地等の特例の適用を受けない他の相続人も特例計算の恩恵を受けることになり、本特例の趣旨に合わない。

よって、相続人や受遺者が実際に取得した財産各々に課税する遺産取得課税方式へ変更すべきである。

6. 相続手続に必要な費用についても控除を認めること。

〔理 由〕

相続手続に必要な費用について、現行の相続税法は、債務や葬式費用とは異なり、相続財産の価額から控除することを認めていない。

相続手続費用は相続財産に係るもので、相続に伴い必然的に発生するものであり、確実に相続財産を減少させるものであるため、民法でも、相続財産に関する費用は、その相続財産の中から支弁すること（民法885条）、遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とすること（民法1021条）が規定されている。

したがって、相続手続に必要な費用のうち遺言執行費用や遺産分割に直接必要な測量費等で、相続開始後の一定期間内に確定したものについては、葬式費用のように相続財産から控除できるようにすべきである。

【消費税】

◎7. 消費税は単一税率とすること。（消法29）

〔理 由〕

消費税の軽減税率は、次に掲げる理由により廃止し、単一税率に戻すべきである。

- ①軽減税率制度による軽減効果は、低所得者より高所得者の方がその恩恵をより多く享受することになり、低所得者に対する負担軽減策としては不十分である。さらに、軽減税率制度により一定の消費税の逆進性は緩和されるが、逆進性そのものが解消するわけではなく、低所得者の税負担率は相対的に高いままとなる。
- ②軽減税率制度による税収減収額を補てんするため、標準税率の更なる引上げ、社会保障給付の抑制が必要になる。

- ③軽減税率制度を導入している諸外国を見ても、軽減税率の対象となる品目が必ずしも合理的に決定されているとは認めがたく、そもそも明確な基準を設定することは困難である。また、その選定に当たっては、業界団体の圧力や政治的介入を招き、恣意性が排除できなくなるおそれがある。
- ④軽減税率制度は、経済活動に対する競争中立性を阻害するおそれがある。
- ⑤インボイス制度の導入に伴い、これまで以上に請求書等の発行に厳格さが求められるなか、登録番号の記載とともに、適用税率を税率ごとに区分して合計額を記載するなど、納税者の事務負担が増大している。

なお、軽減税率を廃止した場合の物価上昇部分への手当としては、税制だけでなく社会保障制度の改革を含めて対応すべきである。

8. 各種課税制度を選択できる時期を見直すこと。(消法9、19①、37)

〔理 由〕

現行の簡易課税制度の適用を受けようとする場合の「消費税簡易課税制度選択届出書」や、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合の「消費税課税事業者選択届出書」は、いずれもその適用を受ける課税期間開始前に提出しなければならない。しかしながら、この取扱いが全ての事業者に周知・理解されているとは言い難く、また従来、より経済環境の変動要因が多い中、小規模事業者が課税期間開始前までに提出の可否を適切に判断することは非常に困難であり、その判断いかんにより納税額に大きな差異が生じるなど、大きな負担を強いるものとなっている。

複雑になりすぎた消費税法は少しでも簡素にすべきであり、消費税の各種課税制度の選択については、基準期間の課税売上高による判定ではなく当該課税期間の課税売上高による判定とし、以下の各届出書の提出時期を、確定申告書の提出期限までとするよう改正すべきである。

- ①消費税課税事業者選択届出書
- ②消費税課税事業者選択不適用届出書
- ③消費税簡易課税制度選択届出書
- ④消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- ⑤消費税課税期間特例選択・変更届出書

9. 基準期間制度を廃止すること。(消法9)

〔理 由〕

基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となる場合や、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じる場合があり、小規模事業者にとって極めてわかりにくい制度となっている。こうした弊害を解消するために、納税義務を判定するための基準期間制度を廃止し、全ての事業者を課税事業者とした上で、課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者には、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

【地方税】

10. 婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により居住用不動産を取得した場合は不動産取得税を非課税とすること。(地法73の7)

〔理 由〕

贈与税の配偶者控除制度は、老後生活を安定させるため最も必要であると考えられる居住用不動産を配偶者から贈与を受ける場合、受贈者の税負担を軽減する目的で制定された優遇措置である。

本来配偶者がこの特例を利用して居住用財産を取得した場合、他の不動産を取得した場合と同様に不動産取得税を課税することは、結果として、新たに税負担を引き起こすことになる。贈与税で優遇措置があるにも関わらず、不動産取得税を課すことは適切でない。

よって、贈与税の配偶者控除制度が適用される贈与については、不動産取得税を非課税とすべきである。

11. 住民税における各所得控除の金額は所得税と同一にすること。

(地法34、314の2)

〔理 由〕

個人住民税と所得税は、原則的に同一の課税標準である所得を課税の対象としているが、それぞれの税額計算をする際、各所得控除の金額には差異がある。また、令和7年度税制改正では、この差はますます拡大した。

現行制度においては、所得税の確定申告をした場合には住民税の申告もしたものとみなされるが、このように所得税と個人住民税の各所得控除の金額に差異があることから、所得税の確定申告をした納税者が個人住民税の税額を事前に把握することは容易ではない。

納税者にとって簡素な税制とし、税額計算を容易にすることは、納税資金準備が可能となる。また、行政にとっても所得税の申告書を前提とした課税が行えることになるので、事務処理が減り、行政のコスト削減が見込まれる。

【複数税目共通】

12. 減価償却の計算方法として定率法と定額法の選択制は維持した上で簡素な計算方法に見直すこと。(所令120の2 法令48の2)

〔理 由〕

近年、国際財務報告基準の導入やグローバルな展開をする企業グループ内での処理統一化といった観点から、企業会計においては減価償却方法を定額法へ統一する動きがみられる。税務上も平成28年度税制改正により、建物附属設備、構築物の減価償却方法は定額法が強制適用されることとなった。

しかし、中小企業においては、処理の統一よりも投資時の影響に関心が高く、定額法への統一化は中小零細の納税者の投資意欲を減退させる可能性があるため、引き続き定率法と定額法を選択適用を認めるべきである。

また、現在採用されている定率法の計算方法は、耐用年数の途中で改定取得原価及び改定償却率を用いた定額償却への切替えを行う必要があり、納税者自身が計算する際には非常に煩雑な作業を強いられることとなっている。事務負担の軽減、制度の簡素化のために、例えば残存価額が1円に達するまで同一の償却率により償却計算を継続するなど、納税者自身が計算できるような簡素な計算方法に見直すべきである。

13. 少額の減価償却資産における取得価額基準を統一すること。

(所令138、139、法令133、133の2、措法28の2、67の5)

〔理 由〕

取得価額が40万円未満の減価償却資産については、措置法による中小企業者の特例や一括償却などの方法が併存し、複雑な制度となっている。事務負担の軽減及び投資の促進のために、個人・法人の区別なく、また法人の規模・種類を問わず、全額必要経費又は損金に算入できる減価償却資産の取得価額基準を、一律40万円未満に統一すべきである。

【行政手続】

14. e-TaxとeLTAXシステムのより一層の環境整備を図ること。

〔理 由〕

現行では、両システムが別々の仕組みとして稼働しており、一つの申告をする際に申告受付時間や仕様が異なるため、依然使いづらい状況にある。

所得税確定申告のように、一つの申告作業で全てが完了するように、e-TaxとeLTAXでデータを共有する。あるいは、同じデータで双方とも申告ができるよう同一の受付時間にするなど、一層の利用促進をはかるため、利便性を高めるべきである。